

# 信頼される教職員をめざして



子どもたちや保護者、地域の皆さんに「信頼」される教職員となるために、人として、そして公務員としてどのような姿勢や態度で過ごすことが必要なのでしょうか。

臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士、事務員）も、服務、勤務の面では正規教職員とほぼ変わりありません。自覚と自信をもって日々職務に取り組むことが大事です。

ここでは、私たちが教職員として**最低限**行わなければいけないことや守らなくてはならないことを確認しましょう。

教職員は、「公務員」であり、

- ◎すべての公務員は、**全体の奉仕者**であって、一部の奉仕者ではない。（日本国憲法15(2)）
- ◎全体の奉仕者としての自己の使命を自覚し、公共のために、**全力で職務の遂行に努めなければならない**。（地方公務員法30）

と、規定されています。

そのために



## 6つの義務

◆法令等及び上司の職務上の命令には**しっかりと従って勤務します！**

（地方公務員法32、地教行法43(2)）

皆さんの職務上の上司は、市教育委員会、校長、教頭です。

◆研修に努めます！

（教育公務員特例法21,22,45）

「研修は教師の生命である」と言われます。自ら研修に努めることが、教育の効果を高める上で重要です。

◆秘密をしっかりと守ります！

（地方公務員法34）

職務上知り得た秘密は漏らしてはいけません。職を退いてからも漏らしてはいけません。つまり一生漏らしてはいけないという厳しい制約がかかります。

◆勤務時間中は職務に専念します！

（地方公務員法35）

勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければいけません。

◆政治的に中立に勤務します！

（教育基本法14(2)）

全体の奉仕者であることから、公正な立場で職務に当たる必要があります。特定の政党を支持したり 反対したりする授業等の教育活動を行うことはできません。特定の政党の利益のために勤務することは許されません。

◆宗教的に中立に勤務します！

（教育基本法15(2)）

全体の奉仕者であることから、公正な立場で職務に当たる必要があります。国公立学校に勤務する教職員は、教育活動の一環として、特定の宗教のための活動を行うことはできません。



## 2つの禁止行為

◆信用を損なうような行為

（信用失墜行為）をしてはいけません！

（地方公務員法33）

全体の奉仕者である公立学校の教職員は、私生活を含めて職の信用を損なう行為をしてはなりません。他の一般公務員に比べ、厳しい目で見られていることを心得ておかなければいけません。体罰や交通違反などの法令違反を含め、社会通念に照らして健全な社会常識を逸脱するような行為をしてはいけません。

◆争議行為をしてはいけません！

（地方公務員法37）

地方公務員である教職員は、公共の利益のために勤務するものであること、給与を始めとした勤務条件が条例により定められていること、及び「人事委員会勧告」等の代償措置が講じられていることから、労働基本権が制限されており、争議行為、いわゆるストライキ等については禁止されています。



## 2つの制限

◆政治的行為には制限があります！

（地方公務員法36、教育公務員特例法18、国家公務員法102、教育中立法3）

全体の奉仕者として政治的に中立である必要から、選挙権の行使を除くほか、特定の政党の役員となる等の政治的行為をしてはいけません。

◆営利企業等に従事することには制限があります！

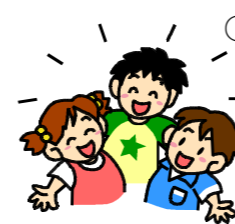
（地方公務員法38）

全体の奉仕者であり、職務専念の義務があることから、営利を目的とする特定の企業等を営んだり、報酬を得たりすることには制限があります。

### 勤務時間内だけでなく、私生活でも身分は変わらない・・・ しっかり襟を正し、胸を張って生活しなくてはなりません！

★上記のことを守られない場合は、「非違行為」となって「懲戒処分」の対象になる可能性があります。（\*「懲戒処分」→行政上の処分で、免職や停職、減給などに科せられます。）

例えば、○校長の命じた研修会に無断で欠席した。→職務上の命令に従う義務違反



○追突事故を起こし相手に全治3か月のけがを負わせた。→信用失墜行為

○ある政党を支持する内容の授業を行った。→政治的中立義務違反

○夜、塾の講師をして報酬をもらった。→営利企業等従事制限違反

○生徒の成績を知り合いに漏らした。→秘密を守る義務違反

※ 具体的事例を【研修資料②（事例）】に示しています。参照してください。

あなたの笑顔で、子どもたちも、そして家族の皆さんも笑顔いっぱい！

・・・毎日明るく元気に過ごしましょう！